



貴重な文化財を火災から守る！

～2022文化財防火デー～



「旧笹川家住宅」笹川邸 昭和29年国指定重要文化財

天正年間（1573～1591）に建築され、当時の姿をとどめている表門をはじめ、現在は敷地内の11棟が国指定重要文化財として指定されています。

新潟市南消防署では、1月26日の文化財防火デーを前に新潟市南区笹川邸において、文化財保護を目的とした臨時査察を実施します。佐渡市の順徳上皇ゆかりの二宮神社及び日蓮ゆかりの妙照寺での火災を受け、重要文化財において同様の惨事が生じないように、防火対策を進めています。報道機関の皆様方におかれましては、広報活動にご協力をお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和4年1月18日（火）午前9時30分～午前10時30分
- 2 会 場 新潟市南区味方216番地 国指定重要文化財「旧笹川家住宅」笹川邸
- 3 参加者 笹川邸職員2名、南消防署員2名
- 4 広報内容 笹川邸の職員（防火管理者）と出火危険がある場所や初期消火が困難な場所等の確認を行い、放火対策を検討することで、火災を予防し、将来に継承すべき貴重な財産である文化財を保護します。



【担当・問い合わせ先】

新潟市南消防署
市民安全課予防調査係 岩野、若杉
電話 025-372-0119
FAX 025-373-6178
E-mail anzen.sfs@city.niigata.lg.jp